

広島市中工場運営協議会要綱

(目的)

第1条 広島市中工場（以下「工場」という。）における管理及び運営に関する重要な事項を協議し、工場の円滑な運営を図り、もって地域の生活環境の保全に資することを目的として、広島市中工場運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、公害防止協定第7条の規定に基づき、次に掲げる者の中から市長が依頼する19名以内の委員をもって組織する。

- (1) 吉島学区社会福祉協議会から推薦された者 9名以内
- (2) 吉島東学区社会福祉協議会から推薦された者 9名以内
- (3) 吉島学区及び吉島東学区全体の地元代表として両社会福祉協議会から推薦された地域有識者 1名

(委員)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置き、委員の互選によってこれを定める。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 協議会は、原則として年2回開催する。

4 会長は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

5 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 会長が必要と認めた場合、委員の他に学識経験者等を協議会の会議に招き、意見・説明等を受けることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、環境局施設部中工場において処理する。

(委任規定)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

付則

この要綱は、昭和58年11月25日から施行する。

付則

この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成10年1月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に在職する協議会の委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の広島市中工場運営協議会要綱（以下「改正後の要綱」という。）第9条第1項の規定により依頼された地区協議会の委員とみなす。この場合において、各委員の所属地区協議会については、市長が定める。

3 この要綱の施行日において、改正後の要綱第9条第1項の規定により依頼された地区協議会の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成22年9月30日までとする。

付則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年7月5日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日において、改正後の要綱第9条第1項の規定により依頼された地区協議会の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

付則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年12月3日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年3月31日までの間は、この要綱の施行の際、在職する地区協議会の委員を、改正後の広島市中工場運営協議会要綱第3条第1項の規定により依頼された運営協議会の委員とみなす。

付則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年6月12日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に在職する協議会の委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の広島市中工場運営協議会要綱（以下「改正後の要綱」という。）第2条の規定により依頼された運営協議会の委員とみなす。